

スナックTRAIN 「NEOネオン号」



列車内がまるごとスナックに!?
ママと一緒にネオンが灯るレトロな戸倉上山田温泉街へ
出発日▷2023年9月9日(土) 日帰り



しなの鉄道SR1系

スナックのママが
皆さんと
一緒に乗車!



戸倉上山田温泉街

温泉街到着後に
使える
射的券付き



射的



スナックのママ(イメージ)

◆旅行代金◆
大人：3,500円
学生：3,000円
※20歳以上



しなの鉄道SR1系(車内)

スナック
ビギナー
大歓迎!

写真提供(一社)信州千曲観光局、しなの鉄道(株)

【 ご旅行日程表 】		食事
14 30	しなの鉄道軽井沢駅旧駅舎口 (集合)	朝 ×
14 55	軽井沢駅 (出発) 車	
15 58	戸倉駅到着	昼 ×
	専用バスにて戸倉上山田温泉へ 車	夕 ×
16 30頃	各自、温泉街をお楽しみください(解散)	

記号表記：しなの鉄道(SR1系) = 車 専用バス(信州観光バス) = 車

< 温泉街到着後のご案内 >

~ この日限りのハッピーアワー!! ~

通常20:00以降に開店するスナックが多い当温泉街において、当日限りで参画店舗の開店時間を17:00に早めます。各店舗のママがちょこっとうれしいサービスをご用意して、参加者の皆さんをお待ちしています。

💡 列車内イベント

* ドリンク2杯付き

* 名物スイーツ
「Night★サンデー」のご提供

* ツアーグッズプレゼント

* ママのリサイクル🔪

NEOネオンとは…

「NEOネオン」は、戸倉上山田温泉街にあるスナックの魅力を若い世代をはじめとする、多くの方にも知ってもらうためのプロジェクトです。「料金体系が不明確」「楽しみ方が分からない」といった入りづらさを解消するためにWEBサイトで料金紹介、オリジナルスイーツ「Night☆サンデー」を開発、ノンアルコールドリンクを楽しめるなどさまざまな取組みを始めています。

町やお店の魅力はそのままに、多くの方にスナックを楽しんでもらえるような取組みをしています。



▲NEOネオン公式サイト

イベント企画：一般社団法人信州千曲観光局

観光庁「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」における実証ツアーです。

NEOネオン

募集要項

- 出発日 : 2023年9月9日(土) 日帰り
- 旅行代金 : 大人 3,500円 / 学生(20歳以上)3,000円 ※当日は身分証、学生証をお持ちください。
※旅行代金に含まれるもの・・・軽井沢駅→戸倉上山田温泉街の往路片道交通費、列車内軽食代、射的体験代
※旅行代金に含まれないもの・・・戸倉上山田温泉街到着後の、各スナック店舗での飲食代
- 添乗員 : 添乗員同行(軽井沢駅集合～戸倉上山田温泉街到着・解散まで)
- 最少催行人員 : 1名
- 参加条件 : ①20歳以上 ②ツアー終了後のアンケート (Web回答 設問5つ程度) へご協力いただける方 ※アンケートの謝礼はありません。
- 食事条件 : 朝食0回/昼食0回/夕食0回 ※列車内で軽食のご提供はございます。
- 申込締切日 : 2023年9月8日(金)
- 定員 : 40名
- 申込方法 : 下記URLまたは二次元コードよりお申込み・お支払いください。(お申込み受付は先着順とし、定員になり次第締め切ります。)
<https://www.knt.co.jp/ec/2023/neoneon/>
なお、旅行代金のお支払いは、事前のクレジット決済のみとなります。
- 取消料 : 旅行開始前日目の12:00以降24:00まで・・・旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)・・・旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加・・・旅行代金の100%



◀お申込みはこちら

ご旅行条件書(国内旅行振替)

お申込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)を申込画面からダウンロードいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

- お申し込み
上記URLまたは二次元コードよりWebページにアクセスいただき、お申し込みフォームに必要事項をご入力ください。お申込みフォームご入力後、クレジット決済ページに遷移いたしますので、カード情報をご入力いただき旅行代金をお支払いください。なお、お申し込みはWebのみ、お支払いはクレジット決済のみとなります。
- 申込条件
(1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後これら状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あなたが当社からご申込みしやすいため旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な合理的な範囲内に対応いたします。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお申し出、又は書面ですべてを申し出いただくことがあります。
- (2)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更するなどを条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3)20歳以上を参加条件とします。
- (4)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日となります。
- (5)通信契約より旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、フランクシなどの通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取付契約を含む加盟店契約がない、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
②通信契約の申込みの際、会員は申込みしよとする「企画旅行の名称」[出発日]等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

- 特別補償
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対に対しての補償限度は1万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金がお支払いされない旨を明示した場合に限り、当旅行参加中とはいたしません。
- 旅程保証
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (6)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するものと。
 - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められると。
 - ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ④お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7)その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

- お客様の責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者の旨を申し出なければなりません。
- お客様の交替
お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
- 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなるまでご連絡ください。)
- 個人情報の取扱いについて ※ E U 在住の方はお問い合わせください。
イ. 当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、旅行先でのお客さまのお荷物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的等方法で免税店等の事業者にご提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただいたものとします。

- 旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金となります。追加代金は、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金となります。
- 確定日程表
確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってお問い合わせいただければ対応状況についてご説明いたします。
- 当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一例示)
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算し5日かばつて、13日目(日曜日旅行は3日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
③申込条件の不適合
④病氣、団体旅行への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
⑤お客様が「申込条件(6)①から④のいずれかに該当する」とが判明したとき
- 当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由による損害を受けたとき。

- ロ. 当社は、旅行中に傷病が起きた場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病が起きた場合に連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報当社に提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。
- ハ. 当社は保有するお客さまの個人情報や商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
二. 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。
- 募集型企画旅行契約約款について
この条件に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2022年4月1日改定

旅行企画・実施・お問い合わせ・お申込先



近畿日本ツーリスト株式会社 長野支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポド保証協会 旅行業公正取引協議会会員

旅行業公正取引協議会会員 380-0936 長野県長野市千御所岡田町173-8 三井住友海上長野ビル5階
総合旅行業務取扱管理者 星野 晃二
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

TEL : 026-227-7112 FAX : 026-224-3728
営業日・営業時間 : 月～金曜日(土日・祝日休) 10:00～17:00
y.shirota726@kntct.com

* 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。
担当 : 城田 曜子
旅行条件算出基準日 : 2023年8月3日 登録番号 : 6044-2308-0016